

## 新教区準備委員会の進捗状況について（報告）

（2023年4月28日作成 NO.8）

### 1：教区改編委員会について

長浜・京都の両教区で、教区改編委員会（長浜教区開催 2023年3月17日・京都教区開催 2023年3月14日）が開催され、新教区準備委員会の進捗状況について報告がなされました。その際の質疑・意見等の要旨を下記の通り報告いたします。

#### 【教化・組織に関する事項】

##### <質疑及び意見等>

質疑：2022年度教区会・門徒会（臨時会）で合意書を議決し、新教区準備委員会を設置して2年かけて新教区像について協議し、2024年7月1日に新教区を発足するとのことでしたが、教化に関しては、発足後さらに3年を掛けて協議するということですが、その違いは何ですか。（長浜教区）

回答⇒2024年7月1日に新教区が発足し、その後、3年間は教区教化事業が混乱しないように、緩やかに教化体制を整えていくということです。

質疑：長浜教区は「責任役員・総代」と「組門徒会員」の任期が全寺院統一の任期だが、京都教区は、「責任役員・総代」の任期が寺院ごとに異なっている。現京都教区は、新教区発足時に全寺院の役員任期を統一する必要があるのか。（京都教区）

回答⇒長浜教区は、組門徒会員は責任役員・総代の中から選定するため、それまで責任役員・総代の任期が寺院ごとに異なっていたのを、1985（昭和60）年から任期を統一した。

この任期を統一する取り組みについては、発足後に直ぐ新教区で実施するのではなく、長浜教区でのこれまでの取り組みと願いとを、引き続き組門徒会研修計画と併せて、新教区で協議していく。

質疑：長浜教区専属の職員を、新教区の教務所となる現京都教務所に配置して欲しい。長浜教区の方が教務所に行って、スムーズに事務が行ってもらえるのか不安を感じる。（長浜教区）

回答⇒新教区の教務所に、長浜教区専従の職員を配置することは協議されていない。新教区発足当初は、教務支所（現長浜教務所）に会計を取り扱える職員を、日を決めて出向することを検討しており、そのことにより新しい体制に徐々に慣れていただきたい。

質疑：改編により広域教区となり、多くの方と出遇える場所となることがメリットとなるが、その他にメリットとして説明できることがあるのか。（長浜教区）

回答⇒宗派全体が今の規模を維持できないということから、教区改編が進められてきた。新教区準備委員会では、これまで長浜教区が大切にしてきた教化を、今後も長浜教区がお念仏の地（土徳の地）として存続することができる運営体制（特区）を考えている。長浜・五村別院を中心としていける体制をこれからも継続していけることが、大きなメリットであるといえる。

質疑：改編することにより「こんなことが出来る」のだということを示してもらわないと、「経費を削減する」ということだけの改編だと言われかねない。（長浜教区）

回答⇒新教区準備委員会で協議されていることは、教区発足時の新教区の体制であり、今後どのような教区にしていくのかは、新教区が発足してからも、さらに協議を重ねて新教区を作っていかなければならないことをご理解いただきたい。

#### <意見・要望>

- ・別院崇敬区域を広げ、長浜・五村別院の行事や聞法会に現京都教区から参加をしていただくことも協議いただきたい。（長浜教区）

## 【財務に関する事項】

#### <質疑及び意見等>

質疑：御依頼等の負担金については、「2019年度現在において、1門徒指数に対してご負担いただいている懇志金等の総額を超えないことを方針とする」と以前説明があったが、ここでの総額とは、何に対する総額なのか。（京都教区）

回答⇒2019年度の宗派御依頼と教区費を足した、1指数単価の総額（長浜 8,779円、京都 6,388円）を超えないという意味です。

質疑：長浜教区の大谷会館の所有権は、長浜別院にあり大谷会館は長浜教区が借りてるとい

ことで、賃貸料が教区から支払われている。新教区では、そうした経費を新教区が負担することになるのか。(長浜教区)

回答⇒現在、年間120万円を長浜教区から長浜別院に対し、光熱水費相当額を回付している。その回付金は新教区では廃止します。それに代わり大谷会館の光熱水費等の別院経費負担増を補う形で、新教区から別院に対し経費助成する方針です。

質疑：御依頼は、当面の間、両教区でこれまで用いてきた割当方法によるということですが、そのことが長浜教区の1門徒指数に影響することはないのですか。(長浜教区)

回答⇒宗派御依頼は、改編後、当面は旧京都・旧長浜教区という按分をします。その按分方法も両教区で用いている割当基準によりますので、影響するということはありません。

質疑：同じ教区で経常費の割当方法が別々であるということは、おかしいと思う。同じにしていただきたい。(長浜教区)

回答⇒御依頼に関しては、同じ教区になりますので、同じ基準で割当することが最終的に目指すところです。ただし、現状においては、京都教区が、長浜教区と同じように門徒指数を使つての御依頼基準を作り、それを目指して動き出しているので、新教区発足から約6年を掛けて門徒指数を使用した御依頼に移行していきます。そうした動きがある中で、新教区発足と同時に、同じ基準による割当ということが困難であるとの判断によることをご理解いただきたい。

<意見・要望>

- ・改編により、御依頼の負担額が増えることの無いようにして欲しい。(長浜教区)

## 【長浜特区に関する事項】

<質疑及び意見等>

質疑：新教区発足時の長浜・五村別院輪番は、既に決まっているのか。(京都・長浜教区)

回答⇒輪番については、決まっていません。

質疑：教区改編委員会に長浜・五村別院職員が出席していないが、改編の進捗状況や協議内容を両別院の職員は知っているのか。(長浜教区)

回答⇒この場合は、教区改編委員会ですので、別院職員は同席しておりませんが、両別院体制については、両別院責任役員会や院議会で協議していただいている他、両別院教化推進委

員会でも新教区での別院教化体制について協議しており、別院職員がそうした協議の場に同席し、意見を述べています。

#### <意見・要望>

- ・長浜教区は、改編により不便になる。京都教区の方は変化がない。長浜教区として不便になり、何を得るのかということを示して欲しい。(長浜教区)
- ・長浜教区独自の教区婦人会についても、方向性について前向きに検討していただきたい。(長浜教区)

## 2：今後の日程について

今回、両教区で開催された教区改編委員会は、「教化・組織」、「財務」、「長浜特区」の各小委員会での協議を基に作成された『京都教区改編概要－教区及び組の改編に向けてVOL.3』（案）（以下「各組巡回説明資料」という。）を資料とし、新教区準備委員会での協議の進捗状況を報告いたしました。

その両教区の改編委員会で出された意見等を取り纏め、教化・組織小委員会（4月11日開催）、財務小委員会（4月13日開催）、長浜特区（4月12日開催）の各小委員会に報告し、小委員会ではその報告を受けて「各組巡回説明資料」の内容（新教区像）について、さらに協議を進めていきます。

なお、「各組巡回説明資料」の内容については、毎年夏の各組教務所長巡回終了後に、新教区についての説明会を各組で開催いただき、報告をいたします。

以上